

氏名

(1) 世帯の基準指數

番号	保護者の状況	細目			基準指數	父	母	
1	居宅外労働 (自宅外自営を除く)	常勤 非常勤 契約 派遣	日中7時間以上就労			9		
			日中7時間未満就労			8		
		パート アルバイト	日中7時間以上就労			8		
			日中7時間未満就労			7		
		求職のため日中外出を常態としている場合				4		
2	自営 (自宅外自営、親族等が 経営の自営を含む)	中心者 (本人)	日中7時間以上就労			9		
			日中7時間未満就労			8		
			開業準備			7		
	内職	協力者 (家族)	日中7時間以上就労			8		
			日中7時間未満就労			7		
			開業準備			5		
3	妊娠・出産	日中7時間以上就労			7			
		日中7時間未満就労			6			
		出産予定日の8週前の属する月の1日から出産日の8週を経過する日の翌日が属する月の末日までの間で、分娩・休養のため保育ができない場合			9			
		疾病 負傷 居宅療養	入院 (1ヵ月以上)			10		
			常時臥床	疾病のため概ね1ヵ月以上常に臥床			10	
4	疾病・負傷・心身障がい		精神・結核	医師から長期加療(安静)を要すると診断されたもの			8	
			一般療養	医師から概ね1ヵ月以上加療を要すると診断されたもの			6	
			その他	疾病は比較的軽症であるが、定期的(週4日以上)に通院等を要するもの			3	
	心身 障がい	身体障害者手帳1・2級(聴覚障害3級含む)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合(同程度の障がいを有する場合を含む)			10			
		身体障害者手帳3級以下(同程度の障がいを有する場合を含む)			7			
5	看護・介護 (通院・通所の付添い含む)	病院・施設等付添い	週5日以上の付き添い介護			9		
			週4日以上の付き添い介護			8		
			週3日以上の付き添い介護			7		
		居宅内看護	同居親族の長期にわたる居宅療養等の介護に従事している場合			7		
			心身障がい児看護(申込児童除く)			7		
6	災害復旧	災害(火災・風水害・地震等)の復旧にあたっている場合			10			
7	技能習得就学等(定時制・通信制は除く)	週4日以上。日中7時間以上の就学			8			
		週4日以上。日中3~7時間の就学			7			
8	虐待やDV(家庭内暴力)	虐待やDV(家庭内暴力)により公的機関に相談している場合			10			
9	その他	不存在	死亡、離婚、行方不明、その他の理由で父または母がいない場合			10		
世帯の選考基準指數合計						(1)		

氏名

(2) 調整指數（該当する者には以下の指數を加減する。）

番号	細目	調整指數
1	保護者が町内にある認可保育施設に保育士として就労する場合	+ 10
2	虐待やDVのおそれがある場合など、社会的擁護が必要な場合	+ 6
3	ひとり親世帯、両親不存在の世帯	+ 5
4	生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合等）	+ 4
5	現に兄弟姉妹が在園している園を希望している場合	+ 2
6	育児休暇取得により、一時退園し、育児休業明けに再入園の場合	+ 4
7	主たる生計維持者である保護者が、倒産やリストラによる失職の事由により日々求職活動をしている場合	+ 3
8	育児休業明けの場合	+ 2
9	兄弟姉妹が（多胎児を含む）が同一の保育園の利用を同時に希望する場合	+ 1
10	地域型保育事業（小規模保育事業）の卒園児童	+ 2
11	申込児の祖父又は祖母等の親族等による保育が可能な場合	- 3
12	現に浪江町内に居住している又は入園までに居住する場合	+ 5
調整指數合計		(2)
選考基準指數（①+②）		点

(3) 備考

1. 父母のそれぞれの基準指數を合算し、世帯の基準指數を算出する。
- 2.選考基準指數 = 世帯の選考基準指數 + 調整指數とする。
- 3.入所選考基準番号が2項目以上にわたる場合は、基準指數の高い方とする。
- 4.居宅内自営とは、同一敷地内または同一敷地内程度の範囲で就労場所がある場合をいう。
- 5.「浪江町認定こども園入園選考基準」に関する証明が提出されない場合は、指數は加算しない。
- 6.基準指數の「9その他」はひとり親（離婚、未婚、死亡、離婚予定など）で保護者が1人の時、不存在の親について適用させる。  
(例)：母子家庭の場合、父の指數として10入る)

◎世帯の選考基準が同位となった場合は、下記のアルファベット順により決定する。

- A.虐待やDVの被害にあわれている場合
- B.ひとり親の世帯、両親不存在の世帯に該当
- C.保護者の状況が疾病・負傷・心身障がいに該当
- D.保護者の状況が育児休業明けで仕事に復帰する世帯
- E.保護者の状況が妊娠・出産に該当
- F.保護者の状況が介護・看護に該当
- G.兄弟姉妹（卒園予定児童を除く）が在園している又は2人以上の同時申し込みをしている世帯
- H.常態で認可外保育施設に有償で預けている世帯（利用月日が早い世帯を優先）
- I.同居親族（65歳以上、就労及び疾病の場合は除く）がいない世帯
- J.保護者の状況が夜間に就労している世帯
- K.基準指數上位世帯
- L.保育園保育料の滞納（1か月以上）がない世帯
- M.保護者の前年度の所得の低い世帯